

(報道資料)

**「NHK情報公開」の実施状況
(平成14年度)**

平成15年4月24日

N H K

NHK情報公開の平成14年度の実施状況は、次のとおりです。

本部・全国の放送局において、来局と郵送を合わせて、146人の視聴者による154件の情報公開の求めがありました。

このうち、窓口対応により情報提供したものが136件、「開示の求め」として受け付けたものが18件（12人）でした。

（参考）

- ・平成13年7月の開始以来では、情報公開の求めは、196人の視聴者による237件。
- ・このうち、窓口対応により情報提供したものが170件、「開示の求め」として受け付けたものが67件（37人）。

1. 情報公開の求めの状況

年月	情報公開の求め	情報公開の求めへの対応	
		情報提供で対応	「開示の求め」 として受け付け
13年度合計	83	34	49
14年4月	51(*1)	51	0
5月	11	7	4
6月	29(*2)	27	2
7月	2	2	0
8月	6	2	4
9月	6	5	1
10月	5	5	0
11月	1	1	0
12月	6	5	1
15年1月	8	7	1
2月	26	21	5
3月	3	3	0
14年度合計	154	136	18
累計	237	170	67

*1 うち、48件は、14年度予算・事業計画資料を求めるもの

*2 うち、25件は、13年度決算書、業務報告書を求めるもの

2. 情報提供

(1) 情報提供の内容(分野別件数)

分 野	事 例	件 数	割 合
経営一般に関するもの	経営委員会議事録、予算書、決算書、業務報告書、NHKことしの仕事、環境報告書、新時代の行動ガイドライン 他	118	(86.8%)
放送に関するもの	番組審議会議事概要、国内放送番組編集の基本計画、国内番組基準 他	11	(8.1%)
営業に関するもの	放送受信契約数統計要覧(都道府県や市町村の受信契約数)、放送受信規約	7	(5.1%)

(2) 備え置き公開文書

全国の放送局・支局・営業センターの窓口に備え置いて視聴者の閲覧に供する「備え置き公開文書」は、平成14年度末で37文書となっています。このうち、14年度から新たに備え置くこととしたものは、以下の5文書です。

(「備え置き公開文書一覧」は別紙1を参照)

備え置き開始	文書名
14年7月～	関連団体運営基準 関連団体事業活動審査委員会規程
14年10月～	環境報告書 子会社・関連会社の役員一覧
15年3月～	番組制作委託取引に関する自主基準

また、平成15年2月1日からは、NHK放送博物館の図書資料ライブラリーでも公開文書の備え置きを行っています。

3. 「開示の求め」

(1) 「開示の求め」の内容（分野別件数）

分 野	事 例	件 数	割 合
経営一般に関するもの	地域放送局の収支、全国地上デジタル放送推進協議会に関する文書 他	7	(38.9%)
放送に関するもの	高校野球中継の一部要員・経費に関する文書 他	4	(22.2%)
営業に関するもの	地上・BSの地域(県)別収入一覧 他	3	(16.7%)
総務・経理に関するもの	NHKが支払った電話料金 他	4	(22.2%)

(2) 「開示の求め」に対する検討結果

14年度に受け付けた18件のうち、「開示の求め」の対象外4件(上記「放送に関するもの」を除いた14件)についての開示率は、92%となっています。(開始からの累計の開示率は、76%)

また、開示、不開示の判断は、14件のうち12件が期間内(30日以内)に処理されています。

区 分	対象外	開 示	不開示
件 数	4件	13件	1件
備 考	うち、3件は情報を提供	うち、部分開示2件	文書不存在

(参考) 開始からの累計

対象外	開 示	不開示
15件	40件	12件

4. 「再検討の求め」

14年度は、視聴者から2件の「再検討の求め」が出され、諮問前に取り下げられた1件を除き、1件をNHK情報公開審議委員会に諮問しました。NHK情報公開審議委員会は10回開催され、前年度からの繰り越し7件と合わせて8件の「再検討の求め」について審議し、NHKに対して意見を述べました。「再検討の求め」への対応状況は、次のとおりです。

諮問番号	事案の概要	諮問日	処理状況	審議委員会の意見の内容()
5	都道府県別の受信契約率等	13.11.8	14.4.11 答申	開示の範囲を広げて部分開示が妥当
6	都道府県別の完納契約率	14.2.8	14.7.25 答申	当初判断どおり不開示が妥当
7	高卒職員の年間総労働時間等	14.2.8	14.7.25 答申	当初判断どおり部分開示が妥当
8	地域スタッフ契約の法的性格	14.2.8	14.7.25 答申	当初判断どおり不開示が妥当
9	営業関係の規定の法的根拠	14.2.8	14.7.25 答申	当初判断どおり不開示が妥当
10	アンケートはがきのあり方	14.2.8	14.7.25 答申	当初判断どおり部分開示が妥当
11	放送局向けの指示文書	14.2.8	14.7.25 答申	不開示でなく開示が妥当
-	電話会社のサービス内容	-	14.5.8 取り下げ	-
12	平成13年度支払分の電気料金	14.9.12	14.11.14 答申	当初判断どおり部分開示が妥当

意見は別紙2を参照。NHKは、すべての事案について、審議委員会の意見どおり最終判断を行いました。

5 . N H K 情報公開審議委員会の開催状況

1 4 年度の N H K 情報公開審議委員会の開催状況は、次のとおりです。

回 数	開催日	概 要
第 1 0 回	14. 4. 11	諮問第 5 号審議・答申 諮問第 6 号～第 1 1 号審議
第 1 1 回	14. 5. 9	諮問第 6 号～第 1 1 号審議
第 1 2 回	14. 6. 13	諮問第 6 号～第 1 1 号審議
第 1 3 回	14. 7. 11	諮問第 6 号～第 1 1 号審議
第 1 4 回	14. 7. 25	諮問第 6 号～第 1 1 号審議・答申
第 1 5 回	14. 9. 12	諮問第 1 2 号審議
第 1 6 回	14. 10. 7	諮問第 1 2 号審議
第 1 7 回	14. 11. 14	諮問第 1 2 号審議・答申
第 1 8 回	15. 1. 16	N H K 情報公開の実施状況の報告等
第 1 9 回	15. 3. 13	N H K 情報公開の実施状況の報告等

6 . N H K 情報公開審議委員会

次の方々に、平成 1 3 年 7 月 1 日付で委員を委嘱しています。

委員長	青木	彰氏（筑波大学名誉教授）
委員長代行	金平	輝子氏（東京都歴史文化財団顧問）
委員	大島	崇志氏（弁護士）
委員	樫谷	隆夫氏（公認会計士）
委員	高木	光氏（学習院大学法学部教授）

備え置き公開文書一覧

(経営一般に関するもの)

1	経営委員会議事録
2	日本放送協会定款
3	予算書
4	予算書に関する説明資料
5	NHKことしの仕事
6	決算書
7	業務報告書
8	IT時代のNHKビジョン
9	環境報告書
10	新時代の行動ガイドライン
11	放送番組補完インターネット利用計画
12	NHKの情報公開のあり方に関する提言
13	NHK情報公開基準
14	NHK情報公開規程

(放送に関するもの)

15	視聴者意向の業務への反映事例
16	年間視聴者意向集約
17	業務委託基準
18	業務委託契約要領
19	番組制作委託取引に関する自主基準
20	関連団体運営基準
21	関連団体事業活動審査委員会規程
22	子会社・関連会社の役員一覧
23	NHK年鑑
24	データブック世界の放送
25	中央放送番組審議会議事概要
26	地方放送番組審議会議事概要
27	国際放送番組審議会議事概要
28	国内番組基準
29	国際番組基準
30	国内放送番組編集の基本計画
31	国内放送番組編成計画
32	各地方向け地域放送番組編集計画
33	国際放送番組編集の基本計画
34	国際放送番組編成計画

(営業に関するもの)

35	放送受信規約
36	放送受信料免除基準
37	放送受信契約数統計要覧

■は、インターネットホームページにも掲載しているもの
 番号の■は、14年度から新たに備え置いたもの

答申第 4 号

平成 1 4 年 4 月 1 1 日

NHK 情報公開審議委員会の諮問第 5 号に対する意見

1 審議委員会の結論

- (1) 都道府県別（単身世帯・2人以上世帯と事業所を含む）の契約率、未契約数、契約拒否世帯数
NHK が文書不存在を理由に不開示としたことは、妥当である。
- (2) 都道府県別（単身世帯・2人以上世帯と事業所を含む）の滞納数
NHK が内訳を把握していない単身世帯・2人以上世帯の別を除き、開示すべきである。

2 再検討の求めに係る経緯

受信料について、都道府県別の契約率、滞納数、未契約数（全国含む）、単身世帯、2人以上世帯と事業所の契約率、滞納数、未契約数（全国）、契約拒否世帯数、を開示するよう求めが出された。

これに対し、全国の契約率、滞納数、未契約数、契約拒否世帯数、及び単身世帯・2人以上世帯と事業所（全国）の契約率、未契約数を開示。都道府県別（単身世帯・2人以上世帯と事業所を含む）の契約率、未契約数、契約拒否世帯数は、該当する文書が存在しないため不開示とした。また、都道府県別（同上）の滞納数は、NHK 情報公開規程第 8 条第 1 項第 1 号に該当するため不開示とした。この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

3 不開示とした NHK の見解の要旨

- (1) 都道府県別の契約率、未契約数、契約拒否世帯数
算出には、有料契約の対象となるテレビ所有世帯数、事業所のテレビ設置台数が必要だが、それらを推計するための都道府県別の実態調査は、経費や時間等がかかるため実施しておらず、当該データを保有していない。
- (2) 都道府県別の滞納数
開示すると、滞納数が多い、あるいは少ないといった都道府県が明確になり、不公平感の惹起から滞納者や契約拒否者の増加につながる、また、効果的・効率的な滞納対策を推進する上で支障を来すなど、受信料の契約収納活動に支障を及ぼすおそれがある。このため、NHK 情報公開規程第 8 条第 1 項第 1 号に規定する不開示情報に該当する。

4 審議委員会の判断

(1) 都道府県別の契約率、未契約数、契約拒否世帯数

NHKが文書不存在を理由に不開示としたことは、妥当である。

NHKの営業活動では、全国単位の世帯契約率、事業所契約率の向上が、受信料の公平負担を一層徹底していくための活動指標となっており、それらを推計するために全国レベルの実態調査が行われている。都道府県別の世帯契約率等を推計するための実態調査は、信頼性や精度の高い数値を得るために膨大なサンプル数が必要になるなど、調査に莫大な経費、時間、労力を要し、費用対効果の点からメリットが少なく、実施されていない。このことは、NHKの業務遂行のあり方として、現状では特に不合理なものとは考えられない。

(2) 都道府県別の滞納数

NHKが、都道府県別の滞納数を開示すると、受信料収納や受信契約業務に支障を来たすおそれがあると強く主張したことは、この問題が受信料制度の基本的な部分に関するものであり、現在の社会的風潮やNHKの営業実態を考慮すると、当審議委員会としても理解できる。

しかし、都道府県別の滞納数が規程第8条第1項第1号に該当するかどうかは、NHKが自主的に新たな情報公開の仕組みをスタートさせた趣旨を踏まえ、「NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」を直ちに不開示情報とするのではなく、NHKが視聴者に対して果たすべき説明責務、NHKが持つ社会的責任等を合わせて検討しなくてはならない。

また、「事業活動に支障を及ぼすおそれ」も単なる危惧だけでは十分でなく、具体性が求められる。これは単に危惧があれば不開示と認めてしまうと、すべて不開示が正当化され、情報公開の趣旨に沿わなくなるからである。

これらの点を踏まえた上で、今回の「事業活動への支障」を検討すると、以下のように考えられる。

既に全国の滞納数は公表されており、都道府県別のデータが加わることで、受信料収入が減少するといったような影響は、ほとんどないものと想定される。

仮に業務支障への危惧が現実のものになった場合でも、公共放送の根幹である受信料制度の維持を目的とする、さらなる営業体制の強化に向けたNHK全体としての内部努力が、まだ可能と考えられる。

受信料を効果的・効率的に運用することは当然だが、受信料制度への理解促進活動や滞納解消努力の強化に伴い、それらに要する経費がある程度増えることとなっても、やむを得ないところである。

契約収納活動への影響を重視して不開示とする考えは、営業現場の論理を優先したものであり、必ずしも視聴者の理解を得られない。

その上で、NHKが自主的に新たな情報公開の仕組みをスタートさせた趣旨とNHKが視聴者に対して果たすべき説明責務を合わせ考えると、都道府県別の滞納数については、冒頭の結論に述べたように、開示することが妥当である。なお、開示に当たっては、NHKがデータを保有していない単身世帯・2人以上世帯の別は除くものとする。

沖縄県については、戦後20年以上にわたって受信料制度がなかったことから、その営業実態に合わせ、滞納とは別の形で管理されている。しかし、今回の審議の趣旨を踏まえ、NHKとして関連するデータの提供を行うべきである。

5 審議の経過

平成13年	11月	8日	第5号諮問	
	12月	6日	(第6回審議委員会)	審議
平成14年	1月	10日	(第7回審議委員会)	審議
	2月	8日	(第8回審議委員会)	審議
	3月	14日	(第9回審議委員会)	審議
	4月	11日	(第10回審議委員会)	審議・答申

N H K 情報公開審議委員会の諮問第 6 号に対する意見

1 再検討の求めに係る経緯

各都道府県別の完納契約率および完納契約率の算式についての開示の求めに対し、N H K は、該当する文書が存在しないため不開示とした。この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

2 不開示とした N H K の見解の要旨

N H K の営業活動では、全国単位の世帯契約率、事業所契約率の向上が、受信料の公平負担を一層徹底していくための活動指標となっており、それらを推計するために全国レベルの実態調査が行われている。都道府県別の完納契約率等を推計するための実態調査は、信頼性や精度の高い数値を得るために、より膨大なサンプル数が必要になるなど、調査に莫大な経費、時間、労力を要し、費用対効果の点からメリットが少なく、実施していない。このため、各都道府県別の完納契約率および完納契約率の算式を記した文書を保有していない。

なお、開示の求めを行った視聴者が指摘している「年度初頭に目標の算式として具体的に示されており」としているものは、大津放送局が地域スタッフの取次目標数の設定に際して、便宜的・暫定的に使用している「完納世帯契約率」を指しているものと思われるが、これは正確な意味での「完納契約率」とは異なるものである。

3 審議委員会の判断

N H K が文書不存在を理由に不開示としたことは、妥当である。

都道府県別の完納契約率の算出には、有料契約の対象となるテレビ所有世帯数、事業所のテレビ設置台数が必要だが、それらを推計するための都道府県別の実態調査は、経費や時間等がかかるため実施されていない。このことは、特に不合理なものとは考えられない。

よって、N H K として、当該契約率の算出に必要なデータを保有しておらず、各都道府県別の完納契約率および完納契約率の算式を記した文書を保有していないと認められる。

なお、営業活動の推進に当たって、各放送局が地域実態に応じた各種指標を作成、使用しているが、それらの指標については、今後、より正確な説明と慎重な使用が望まれる。

4 審議の経過

平成14年	2月 8日	第6号～第11号諮問	
	4月11日	(第10回審議委員会)	審議
	5月 9日	(第11回審議委員会)	審議
	6月13日	(第12回審議委員会)	審議
	7月11日	(第13回審議委員会)	審議
	7月25日	(第14回審議委員会)	審議・答申

NHK 情報公開審議委員会の諮問第 7 号に対する意見

1 再検討の求めに係る経緯

平均的職員（高卒 3 5 歳・4 5 歳・5 5 歳のポイント賃金、所定内労働時間、実労働時間、生涯賃金など）の労働条件についての開示の求めに対し、NHK は、ポイント賃金、所定内労働時間を開示し、年間総労働時間および平均生涯賃金は該当する文書が存在しないため不開示とした。この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

2 不開示とした NHK の見解の要旨

NHK が平成 5 年度から導入した年間総労働時間管理方式では、労務管理の必要から、部局、業務実施グループ等の別にデータを把握しているが、学歴、年齢別の総労働時間は把握していない。

また、各年度の定年退職者の平均生涯賃金については、対象となる職員の在職期間が極めて長期であり、賃金支給総額の把握が不可能であること、さらに、在職期間中の物価変動や昇進・昇給等の個人差が大きいこと、制度改正による現制度との差異、多数の職員が定年前に退職することなどから、経営分析上の意味もほとんどなく、算出していない。

これらの理由から、NHK として、平成 1 2 年度の高卒職員 3 5 歳・4 5 歳・5 5 歳の年間総労働時間および平成 1 2 年度に 6 0 歳定年を迎える高卒職員の平均生涯賃金を記した文書を保有していない。

3 審議委員会の判断

NHK が文書不存在を理由に不開示としたことは、妥当である。

NHK が行っている年間総労働時間管理方式では、学歴、年齢別による把握はされておらず、また、賃金については、比較分析の指標として一般的に用いられているのはポイント賃金であり、平均生涯賃金による管理は行われていない。このことは、特に不合理なものとは考えられない。

よって、NHK として、当該年間総労働時間および平均生涯賃金を記した文書を保有していないと認められる。

4 審議の経過

（p . 1 2 を参照）

NHK情報公開審議委員会の諮問第8号に対する意見

1 再検討の求めに係る経緯

NHKが地域スタッフの「労働三法」加入を否定する理由および地・中労委、仙台高裁の命令、判決受入を拒否することを決めた会議の議事録についての開示の求めに対し、NHKは、該当する文書が存在しないため不開示とした。この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

2 不開示としたNHKの見解の要旨

NHKと地域スタッフとの関係は、委託契約書に基づく委託・受託の関係であり、雇用契約には当たらない。「労働三法」(労働者として加入する社会三法)加入否定に関わる事項は、この委託制度の本旨に基づいて一貫してとっている方針であることから、以下のように、求めにあるような会議は開催されておらず、議事録も存在しない。

地域スタッフの「労働三法」(労働者として加入する社会三法)加入を否定する理由を決める会議は開催していない。

地・中労委の命令に対しても、今後の手続きなどについての打合せは行ったが、受け入れを拒否する方針そのものを議論する会議は開催していない。

仙台高裁の判決については、NHKは訴訟の当事者ではないため、そもそも受け入れを議論する立場になく、会議も開催していない。

3 審議委員会の判断

NHKが文書不存在を理由に不開示としたことは、妥当である。

NHKの委託制度では、地域スタッフは個人事業主であり、NHKとの関係は委託契約書に基づく委託・受託の関係で、使用・労働の関係とは性格が異なる。これは、NHKが委託制度を導入した当初からの基本的な考え方であり、開示の求めにあるような議事録は存在しないと認められる。

なお、NHKは、視聴者にNHKの委託制度をより分かりやすく説明する努力をすべきである。

4 審議の経過

(p.12を参照)

N H K 情報公開審議委員会の諮問第 9 号に対する意見

1 再検討の求めに係る経緯

長期滞納者を民法の「時効」を根拠にリストから削除している法的根拠、条文などについての開示の求めに対し、N H K は、該当する文書が存在しないため不開示とした。この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

2 不開示とした N H K の見解の要旨

放送受信契約の解約は、郵政大臣（当時）の認可を受けた「放送受信規約」に基づく届け出を受け、「放送受信規約取扱細則」「放送受信規約および放送受信規約取扱細則に関する料金事務の取り扱い」などの内規に則って処理されている。

このうち、「放送受信規約および放送受信規約取扱細則に関する料金事務の取り扱い」の中で、「廃止認定等による解約」として、「提出された不明調査票について、調査してもなお転居先が判明せず、または長期不在、死亡等により廃止届を提出するものがない契約者および長期にわたり面接不能の状況にあって、受信機設置の事実が確認できない契約者については、解約の処理をすることができる。」と規定している。

これらの内規は、いずれも民法の時効を根拠とするものではなく、民法の「時効」を根拠にリストから削除している法的根拠、条文などは存在しない。

なお、開示の求めを行った視聴者がいう「面接不能者ではなく、ずっとその場所に居住している支払拒否者をもリストから削除している」については、訪問を重ねても長期にわたり面接が困難で、受信機設置の事実確認ができなかったことによる廃止認定のケースと考えられる。

3 審議委員会の判断

N H K が文書不存在を理由に不開示としたことは、妥当である。

放送受信契約の解約は、「放送受信規約」「放送受信規約取扱細則」等の内規に則って処理されているが、これらの規定は、いずれも民法の「時効」を根拠にするものではない。

よって、N H K として、長期滞納者を民法の「時効」を根拠にリストから削除している法的根拠、条文などを保有していないと認められる。

4 審議の経過

（ p . 1 2 を参照 ）

NHK情報公開審議委員会の諮問第10号に対する意見

1 再検討の求めに係る経緯

毎日新聞に報じられた(平成13年5月12日近畿版)視聴者アンケートはがきへの対応に関して、NHKが平成13年5月30日付けで滋賀弁護士会に回答した文書の中で「次世代営業システム導入後に見直す方向で検討したい」とした部分の検討結果について、開示の求めが出された。これに対し、NHKは、該当する文書が存在しないため不開示としたが、この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

2 不開示としたNHKの見解の要旨

現在(平成14年1月時点)開発中の次世代営業システムでは、契約収納業務は携帯端末によって行われ、個別の集金の日付や時刻が端末に自動的に記録されるようになり、アンケートはがきによる集金日付のチェックの必要性がなくなる。したがって、次世代営業システムが全国に導入された段階で、アンケートはがきの内容やあり方について見直す方向で検討していくことにしている。しかし、導入前の現時点では、視聴者アンケートはがきについての検討結果をとりまとめるに至っていないため、検討結果を記した文書を保有していない。

3 審議委員会の判断

NHKが文書不存在を理由に不開示としたことは、妥当である。

次世代営業システムの導入スケジュールでは、来年5月頃までに全国配備の完了が予定されている。その時点でNHKとして、アンケートはがきの内容やあり方について検討することとなっており、現時点においては、開示の求めにあるような文書を保有していないと認められる。

4 審議の経過

(p.12を参照)

NHK情報公開審議委員会の諮問第11号に対する意見

1 再検討の求めに係る経緯

人員の効率的・効果的配置について示された口頭説明メモに関する各局所宛の指示文書および具体的指示例についての開示の求めが出された。これに対し、NHKは、各局所宛の指示は口頭説明メモにより行ったが、当該メモは不開示情報に該当するため不開示とした。この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

2 不開示としたNHKの見解の要旨

口頭説明メモは、平成12年4月、NHKが地域スタッフ組織の一つである全日本放送受信料労働組合（全受労）に手交した文書であり、全国各局所への指示に当たっても、この文書を用いて行った。

当該文書は、地域スタッフの要員と配置について、NHKと全受労が交渉の結果を確認したもので、当事者間のみを取り扱いを前提とするものである。このような文書を開示すると、交渉相手との信頼関係を損ね、当事者である全受労はもとより、他の地域スタッフ組織との対応にも、今後、重大な支障を来たすおそれがある。このことから、NHK情報公開規程第8条第1項第1号に規定する不開示情報（交渉に関する情報であって、開示することにより、NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当する。

3 審議委員会の判断

口頭説明メモを開示することが妥当である。

口頭説明メモは、地域スタッフ組織の一つである全受労との交渉に関して、その交渉経緯ではなく、交渉結果を記した文書である。

メモの内容は、地域スタッフの運用・配置についてのNHKの考え方を述べたもので、地域スタッフ組織への参加の有無、参加する組織の違いにかかわらず、広く地域スタッフ全体に適用されるものである。

このことから、口頭説明メモを開示しても、全受労との信頼関係が損なわれるとは考えられず、また、地域スタッフ組織との今後の対応に重大な支障を来たすとも認められない。

よって、当該メモは規程第8条第1項第1号には該当しないと判断する。

4 審議の経過

（p.12を参照）

NHK情報公開審議委員会の諮問第 12号に対する意見

1 再検討の求めに係る経緯

放送センターおよび大阪放送局の電気料金計算書と請求書（平成 1 3 年度支払分）についての開示の求めに対し、月ごとの使用電力量および料金総額等は開示したが、契約種別、単価、内訳の料金に関する部分は、NHK情報公開規程第 8 条第 1 項第 6 号（契約によりNHKが守秘義務を課せられているもの）に該当するため不開示とした。この判断に対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

2 一部開示としたNHKの見解の要旨

NHKが電力会社と締結している電気需給契約には守秘義務が盛り込まれており、電気料金計算書と請求書に記載されている契約種別、単価、内訳の料金は守秘義務の対象となることから、NHK情報公開規程第 8 条第 1 項第 6 号に規定する不開示情報に該当する。

3 審議委員会の判断

NHKが契約種別、単価、内訳の料金を不開示としたことは妥当である。

NHKでは、その情報公開の仕組みが自主的なものであることから、契約相手の情報の開示については、信頼関係の維持等に留意し、契約により守秘義務が課せられているものは不開示情報としている。ただし、その範囲は、NHKが有する視聴者への説明義務との兼ね合いから、最小限に限定される必要がある。

今回開示を求められた電気料金計算書と請求書は、守秘義務を約定した電気需給契約に基づいているが、当該契約がNHKが新たな情報公開の仕組みを開始する前に締結されたものである点に加え、以下の点から、契約種別、単価、内訳の料金に限り、規程第 8 条第 1 項第 6 号に該当すると判断する。よって、NHKがそれらを不開示としたことは妥当である。

電力会社と協議のうえで、守秘義務の対象範囲を極力限定し、契約種別、単価、内訳の料金を除く月ごとの使用電力量および料金総額等は開示した。

電力会社が、契約種別、単価、内訳の料金を、「競争市場において勝ち抜くために非公表としたい営業上の秘密」や「競争力の源泉」であることを理由に、非公開とすることを強く求めている。

なお、今後、NHKは、電気需給契約の締結に際しては、守秘義務の対象となる事項を極力限定することが望まれる。

4 審議の経過

平成14年	9月12日	(第15回審議委員会)	第12号諮問・審議
	10月7日	(第16回審議委員会)	審議
	11月14日	(第17回審議委員会)	審議・答申